

2017年11月28日

タマホーム株式会社

東京都港区高輪 3-22-9

福岡県との災害時協力協定締結について

～木造応急仮設住宅建設と物資供給で協力～

福岡県(知事:小川洋)と、[タマホーム株式会社](#)(本社:東京都港区、代表取締役会長兼社長兼CEO:玉木康裕以下、タマホーム)は、「災害時における木造応急仮設住宅の建設及び物資の供給に関する協定」を本日2017年11月28日に締結しました。

タマホームは1998年に福岡県筑後市にて創業し、現在も福岡市、北九州市、筑後市など、福岡県内12拠点で店舗、事務所、子会社を運営、様々な事業を通じて、創業の地・福岡県への貢献に取り組んでまいりました。そして、「平成28年熊本地震」や、「平成29年7月九州北部豪雨」の被災地支援活動を通じて、改めて災害時における行政との連携の重要性を実感し、福岡県へ働きかけ、本協定の締結に至りました。

本協定は、被災者のニーズに迅速に応えることを目的とし、タマホームの全国ネットワークと、資材調達システムによる住宅供給力を以って、木造応急仮設住宅建設と物資供給の両面で、県と連携して対応するものです。



福岡県知事 小川洋様

タマホーム代表取締役会長兼社長兼CEO 玉木康裕

【協定について】

1. 名称 「災害時における木造応急仮設住宅の建設および物資の供給に関する協定」
2. 概要（抜粋・要約）

【1】 木造応急仮設住宅の建設

◆木造応急仮設住宅建設

タマホームは、福岡県の要請に基づき木造応急仮設住宅建設業務を行う。

◆報告

タマホームは、木造応急仮設住宅建設について、協力できる生産能力及び建設能力等の状況を毎年1回福岡県に報告する。

【2】 物資の供給

◆要請

福岡県は、次に掲げる場合において、タマホームが供給可能な物資の供給を要請することができる。

- (1) 福岡県内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
- (2) 福岡県外の災害応急対策のため、国又は関係都道府県から、物資の調達斡旋を要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

◆供給物資の範囲

福岡県がタマホームに供給を要請する物資は、以下に掲げる物資のうち、要請時点でタマホームが保有する物資とする。

- (1) ブルーシート (2) ヘルメット (3) 飲料水
- (4) 前各号の物資の他、災害状況に応じて県が緊急に指定する物資でタマホームが供給可能な物資。

【3】 その他

◆体制の整備

福岡県とタマホームは、物資の供給に支障を来さないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努める。

◆車両の通行

福岡県は、タマホームがこの協定に基づく業務を行う際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援する。

<ご参考>

なお、当社は、「平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害」に関して、店頭募金によりお預かりした義援金を日本赤十字社を通じて（8 月 31 日）、また、当社拠出の義援金を福岡県共同募金会を通じて（9 月 29 日）、被災地へお届けしました。

◇関連ニュースリリース TOP>お知らせ>[2017](#)

[2017.9.6 「平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害」義援金店頭募金の寄託について](#)

[2017.9.29 「平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害」被災地への義援金について](#)

タマホームは今後も災害発生時に備え、地域との連携を深め、地域社会への貢献に努めてまいります。

福岡県 : <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

タマホーム株式会社 : <http://www.tamahome.jp/>

本リリースに関するお問合せ先

タマホーム株式会社 経営企画部 広報・IR 課

TEL:03-6408-1200(代表)

受付時間:平日 9:00~18:00

※当社では毎月第3水曜日を全社定休日とさせていただきます。何卒ご了承ください。